

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定される感染症

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	
中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）		
特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型がH5N1およびH7N9であるもの。）		
第2種 ¹⁾	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 細菌性髄膜炎	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

1) 出席停止の期間は感染症により決まっている。ただし、病状により、医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。

2) コロナウイルス感染症に関して：現在の政令により、指定感染症として対応する。

※感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、規定にかかわらず第1種の感染症とみなす。

【第1種とは】特殊なもの。国内で生活する中での感染の心配はない。

【第2種とは】空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。

【第3種とは】飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症。